

毎週火・金曜日発行(但休日当るとは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇人委規則 職員給料の調整額に関する規則の一部改正
- 警察職員退職手当の額から控除する額に関する規則の一部改正
- 警察職員特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正
- 職員特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部改正
- 職員の給与の支給に関する規則の一部改正
- 職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正
- 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「管理職手当、」の下に「寒冷地手当、」を加え、「勤勉手当」の下に「退職手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十五号

警察職員の退職手当の額から控除する額に
関する規則の一部を改正する規則
警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則

(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部
を次のように改正する。
別表中

自 昭 34 . 10 . 1	
一般職員	警 察 官
6,830	8,090
6,830	8,090
6,830	8,090
6,830	8,090
6,830	8,090
6,830	8,090
6,830	8,090
6,830	8,090
6,830	8,090
7,040	8,090
7,040	8,090
7,360	8,090
7,360	8,090
7,780	8,090
7,780	8,090
8,200	8,510
8,200	8,510
9,020	8,930
9,020	8,930
9,850	9,450
9,850	9,450
10,680	10,280
10,680	10,280
11,210	11,210
11,210	11,210
11,950	12,150
11,950	12,150
12,680	12,680
12,680	12,680
13,530	13,530
13,530	13,530
14,470	14,470
14,470	14,470
15,420	15,420
15,420	15,420
16,370	16,370
16,370	16,370
17,310	17,310
18,260	18,260
18,260	18,260
19,210	19,210
19,210	19,210

を

自 昭 35 . 4 . 1	
一般職員	警 察 官
7,200	8,400
7,200	8,400
7,200	8,400
7,200	8,400
7,200	8,400
7,200	8,400
7,200	8,400
7,200	8,400
7,200	8,400
7,200	8,400
7,400	8,400
7,400	8,400
7,400	8,400
7,700	8,400
7,700	8,400
8,000	8,400
8,000	8,400
8,400	8,800
8,400	8,800
9,200	9,200
9,200	9,200
10,000	9,700
10,000	9,700
10,800	10,500
10,800	10,500
11,600	11,400
11,600	11,400
12,400	12,300
12,400	12,300
13,300	13,300
13,300	13,300
14,300	14,300
14,300	14,300
15,300	15,300
15,300	15,300
16,300	16,300
16,300	16,300
17,300	17,300
17,300	17,300
18,300	18,300
19,300	19,300
19,300	19,300
20,300	20,300
20,300	20,300

に改める。

21,300	21,300
22,400	22,400
22,400	22,400
23,500	23,500
23,500	23,500
24,600	24,600
25,800	25,800
25,800	25,800
27,000	27,000
28,200	28,200
29,400	29,400
29,400	29,400
30,600	30,600
31,800	31,800
33,600	33,600
33,600	33,600
35,400	35,400
37,200	37,200
39,000	39,000
39,000	39,000
40,800	40,800
42,600	42,600
44,400	44,400
46,600	46,600
46,600	46,600
48,900	48,900
51,200	51,200
53,500	53,500
53,500	53,500
55,800	55,800

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

附 則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を
改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日
鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十六号
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規
則の一部を改正する規則
警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和二

十九年鳥取県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

3 条例第三条第一項第一号の作業に従事する者のうち、次の各号に掲げる作業に従事する者に支給する作業手当の額は、第一項に定める手当の額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

一 殺人、強盗、強姦及び放火に関する犯罪の捜査又は当該犯罪の被疑者の逮捕作業

二 暴行、傷害、脅迫、強喝、窃盗、詐欺、横領等通常国民の生命、身体、財産に危害を及ぼす刑法犯罪の捜査又は当該犯罪の被疑者の逮捕作業のうち、次の各号の一に該当するもの

(一) 犯罪捜査規範(昭和三十二年国家公安委員会規則第二号)第二十二条に基づき捜査本部が設けられたもの

(二) けん銃その他凶器を所持して行われたもの

(三) 暴力団その他組織的集団により行われたもの

(四) 区域又は捜査の範囲が数都道府県にまたがるもの

(五) 捜査期間が相当長期にわたると予想されるもの

(六) 捜査に高度の知識又は技能を要するもの

第三条を次のように改める。

(作業手当の特例)
第三条 次の各号に掲げる者に支給する作業手当の支給額は、一日につき当該各号に定める額をこえてはならない。

一 同一の日に、条例第三条第一項第一号の作業以外の同項各号に掲げる二以上の作業に従事した者 四十七円

二 同一の日に、条例第三条第一項第一号の作業にあわせてその他の同項各号に掲げる作業に従事した者 七十二円

2 作業手当の支給される作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合には、当該手当の額は、前条及び前項の規定により受けるべき額に百分の六十

を乗じた額とする。
別記様式中

作業の種類		
を		
作業の種類	規則第2条第3項	無

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

(経過規定)

2 改正前の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて昭和三十五年四月一日からこの規則施行の日の前日までの間に支給された作業手当は、改正後の警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(以下「改正後の

規則」という。)第二条第三項に該当し作業手当が支給される場合(改正前の規則の規定により支給された作業手当の額が、改正後の規則第二条第三項に該当し支給されるべき作業手当の額をこえる場合を除く。)を除き、改正後の規則の規定に基づいて支給されたものとみなす。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 歳

鳥取県人事委員会規則第十七号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の四第一項中「第五項の人事委員会の定める職

員」を「第一項の職員」に改め、同条同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 管理職手当に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第二十二号)に基づき管理職手当を受ける者

第九条の四第二項中「第五項」を「第一項」に、同条第三項中「第五項」を「第一項」に、「第六項」を「第二項」に、同条第四項中「多学年学級担当手当」を「県費負担教職員の手当」に改める。

第十条の二第二項中「条例第四条但書」の下に「及び条例第二十条第二項但書」を加える。

第十一条第一項中「へき地手当を含む。」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 月額の手当を受ける職員に、次の各号に定める期間のある場合における当該月の手当は、その月の現日数から勤務を要しない日を差し引いた日数を基礎として日割計算した額とする。

一 職員でなかつた期間
二 月額の手当を受けない職にあつた期間
三 休職又は停職により職務に従事しなかつた期間
四 任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた期間
第十一条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号)第二条若しくは勤務時間、休暇等に関する条例第六条の規定に基づき、計算期間中において勤務すべき日の全日数を勤務しないこととなる場合(前項各号に定める期間と引き続く場合を含む。)においては、当該月の手当は支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵
鳥取県人事委員会規則第十八号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

(この規則の目的)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)第十一条の三の規定に基づき、産業教育手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第三条第一項第四号中「とし、修業年数が九年をこえる場合は、そのこえる年数を九年から差し引いた年数」を削る。

第六条第二項中「昭和二十六年二月鳥取県条例第三号」の下に「。以下「給与条例」という。」を加え、同条同項中「百分の七」を「給与条例第十一条の三第三項に定

める割合」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵
鳥取県人事委員会規則第十九号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条及び第七条第一項中「移動」を「異動」に改める。

第九条第二項第二号中「四万五千元」を「五万一千円」に、「三千七百元」を「四千二百円」に改める。

第十三条を次のように改める。
(寒冷地手当の支給)

第十三条 寒冷地手当の支給日において、左の各号の一に該当する職員のうち、給与条例第十一条の二第一項に規定する「鳥取県内に在勤す職員」には、第一号及び第二号に該当する者を含み、第三号及び第四号に該当する者を含まないものとする。

- 一 非支給地域から支給地域に異動した者
- 二 支給地域に新たに採用された者
- 三 支給地域から非支給地域に異動した者
- 四 退職した者

2 職員が寒冷地手当の支給日に、支給割合の異なる支給地域相互間において異動した場合の当該職員に対する支給割合は、異動後の支給地域の支給割合とする。

3 寒冷地手当の支給日の属する月において、左の各号に掲げる場合における支給額の計算の基礎となる給料及び扶養手当の月額は、それぞれ当該各号に掲げるるところによる。

一 新たに採用された場合には、日割計算によらない給料月額

二 昇給又は給料表の異動等により給料月額に異動のあつた場合には、異動後の給料月額

三 給与条例第十二条の規定により給料が減額されている場合には、減額しない給料月額

四 懲戒条例第三条の規定によつて減給されている場合には、減給されない給料月額

五 支給日の属する月に扶養親族に異動のあつた場合には、日割計算によらない異動後の扶養手当の月額
第十三条の次に次の一条を加える。
(へき地手当の支給)

第十三条の二 左の各号に掲げる場合におけるへき地手当の支給額の計算の基礎となる給料月額は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

一 給与条例第六条又は第十二条の二の規定により算出されている場合には、その月に支給された給料月額

二 給与条例第十二条の規定により減額されている場合には、減額しない給料月額

三 懲戒条例第三条の規定により減給されている場合には、減給された給料月額

2 県費負担教職員が、月の中途においてへき地手当支給の対象となつている学校(以下「へき地学校」という。)以外の学校からへき地学校に異動した場合、へき地学校からへき地学校以外の学校に異動した場合又はへき地手当の支給割合の異なるへき地学校相互間において異動した場合の当該月におけるへき地手当は、日割計算した額とする。

3 へき地学校に勤務する県費負担教職員が職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第五号。以下「職務専念の特例条例」という。)又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)第六条の規定に基づき、月の一日から末日までの間において勤務すべき日の全日数を勤務しなかつた場合においては、

へき地手当は支給しないものとする。

4 前各号に定めるもののほか、へき地手当の支給については給料の支給方法に関する規定を準用する。

第十四条を次のように改める。

(定時制通信教育手当の支給)

第十四条 管理職手当を受ける者の定時制通信教育手当の支給割合は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる割合とする。

区 分	支給割合
昼間において授業を行なう定時制の課程又は夜間において授業を行なう定時制の課程のいずれか一の定時制の課程のみを置く高等学校の校長	百分の三
前項に掲げる校長以外の校長	百分の五
教頭、定時制課程の主事又は通信教育主事	百分の三

2 定時制通信教育手当の支給を受ける実習助手は、次の各号の一に該当する者とする。

一 大学(短期大学を含む。)に二年以上在学しその

者の現に従事する実験若しくは実習(以下「担当実習」という。)に関する学科若しくは課程において六十二単位以上を修得した者、旧制大学予科又は旧制高等学校卒業者及び大正七年度省令第三号(高等試験令第七条及び第八条による受験資格に関する件)第二条第二号の規定により高等試験令上高等学校高等科若しくは大学予科と同等以上と指定された学校の卒業者で、技術優秀と認められる者

二 高等学校において担当実習に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者、大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)により文部大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者及び昭和二十三年文部省告示第四十七号(学校教育法施行規則第六十九条第二号の規定により、大学入学に關し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定)に掲げる者で、三年以上担当実習に關連のある経験を有し、技術優秀と認められる者

三 六年(その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業年数が通算して九年に不足する場合は、その不足する年数に二を乗じて得た年数を六年に加えた年数)以上担当実習に關連のある経験を有し、技術優秀と認められる者

3 前項に規定する経験年数の計算は、職員の初任給、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号)第二条に規定する計算方法の例によるものとする。

4 定時制通信教育手当は、月の一日から末日までを計算期間とし、一の計算期間の分を次の計算期間における給料の支給期日までに支給する。

5 月の一日から末日までの間において勤務することとなつてゐる日のうちで、左の各号の一に該当する日が通算して十六日以上ある場合には、その月における定時制通信教育手当は支給しない。

一 公務により旅行を命ぜられた日(修学旅行又は校外実習のため生徒を引率する場合を除く。)

二 定時制教育を本務とする教員については、前号以外の日で正常の時間制に基づく授業を行わない日

三 職務専念の特例条例第二条及び職務に専念する義務の特例に關する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二十号。以下「職務専念の特例規則」という。)

二 第二条及び第三条(同条第十号中公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)に該当し勤務しなかつた日

四 任命権者の承認を得ずして勤務しなかつた日

五 休職(公務上の負傷又は疾病による場合を除く。)

又は停職を命ぜられた期間中の日

6 定時制通信教育手当の支給額の計算の基礎となる給料月額については、前条第一項を準用する。

7 月の中途において新たに採用された実習助手のうち、採用された月の前月の末日における担当実習に關連のある経験年数が、第二項第二号又は第三号に掲げる年

数に達しない者に対しては、採用された月における定時制通信教育手当は支給しない。

8 前各項に規定するもののほか、定時制通信教育手当の支給については、給料の支給方法に關する規定を準用する。

第十九条第二項中「移動」を「異動」に改める。

第二十二條の三第一項第三号中「職務に専念する義務の特例に關する規則(昭和三十一年鳥取県人事委員会規則第二十号)」を「職務専念の特例規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。但し、第九条第二項第二号の改正規定は昭和三十五年九月一日から適用する。

(扶養手当の支給に關する経過規定)

2 昭和三十五年九月一日からこの規則施行の日の前日までの間において、改正後の職員の給与の支給に關する規則第九条第二項第二号の規定の適用により新たに

扶養手当の支給該当者となるものに対しては、届出がこの規則の施行の日から十五日を経過するまでになされた場合に限り、当該支給該当者となつた日を給与条例第九条第二項本文の「事実の生じた日」とする。

職員の内任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の内任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇給等の基準に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号(1)中「及びその者に適用されることとなつた学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年数調整表(別表第三)に減ずる年数(以下「調整年数」とい

う。)が定められている者については、その年数」を削り、「差し引きした年数」の下に「(差し引きする場合には、職員及び期限付職員以外の期間の換算年数から差し引きし、なお、差し引きする年数のある場合には、職員及び期限付職員として在職した年数から差し引くものとする。)」を加え、

同号(1)表中

大学卒	四年	五年	六年
短大卒	二年	三年	四年

大学卒	四年	五年	六年
短大卒	〇二年	一年	二年
高校卒	〇一年	〇二年	〇三年

に改める。

第二条第一項第四号(4)中「調整年数」を「その者に適用されることとなつた学歴免許等の資格の区分に応じ、修学年数調整表(別表第三)に減ずる年数(以下「調整年数」といふ。)が定められている者については、その年数」に改める。

第二条第一項第四号(6)中「差し引きした年数」の下に「(差し引きする場合には、職員及び期限付職員以外の期間の換算年数から差し引きし、なお、差し引きする年

数のある場合には、職員及び期限付職員として在職した年数から差し引くものとする。」を加える。

第二十二條第一項中「是正昇給」を「昇給期間の短縮又は昇給」に、同条第二項中「規定により昇給した」を「規定を適用した」に改める。

別表第一 一 (8)に次の一を加える。

9 図書館職員養成所(新大卒を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業者

別表第一 一 (1)に次の一を加える。

4 図書館職員養成所(短大卒を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。)の卒業者

別表第一 一 (2)に次の二を加える。

14 気象庁研修所高等部の卒業生

15 衛生検査技師養成所(高校卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業生

別表第一 一 (3)の28を次のように改める。

28 昭和二十年、昭和二十一年又は昭和二十二年に小学卒を入学資格とする五年制の中等学校に入学し、当該

学校に五年間在学した者及び高小卒を入学資格とする三年制の中等学校に入学し、当該学校に三年間在学した者

別表第一 二 注中「一般職員学歴免許等資格区分表」を「職員学歴免許等資格区分表」に改める。

別表第二 一 中

国家公務員、公共 企業体又は他の地 方団体の職員とし ての期間
--

国家公務員、公共 企業体又は他の地 方公共団体に勤務 した期間
--

外国にへい備され ていた期間又は外 国政府の職員とし ての期間
--

外国にへい備され ていた期間又は外 国政府に勤務した 期間
--

に改める。

別表第二 一 注中四を五とし、三を四とし、二を三とし、一の次に次の一を加える。

二 経歴が重複する場合においては、いずれか有利な経歴によるものとし、同一の月において二以上の経

別表第九中	別表第八中	別表第八中	別表第九中
一、三、九、五〇〇〇円 一、三、九、五〇〇〇円 七、八、三、六〇〇〇円 七、八、三、六〇〇〇円	一、〇、八、〇〇〇円 一、〇、八、〇〇〇円 七、〇、四〇〇〇円 七、〇、四〇〇〇円	一、〇、八、〇〇〇円 一、〇、八、〇〇〇円 七、〇、四〇〇〇円 七、〇、四〇〇〇円	一、〇、六、八〇〇円 一、〇、六、八〇〇円 八、二〇〇〇円 八、二〇〇〇円 七、〇、四〇〇円 七、〇、四〇〇円 六、八三〇円 六、八三〇円
教育職給料表(ロ)の適用を受ける者は一、三、五、三〇〇円	教育職給料表(ロ)の適用を受ける者は一、〇、八、〇〇〇円	研究職給料表の適用を受ける者は一、〇、八、〇〇〇円	研究職給料表の適用を受ける者は一、〇、六、八〇〇円 一、〇、八、〇〇〇円 同表の適用を受ける者のうち、司書は九、九五〇円、但し、図書館職員養成所卒は一、四一〇円
に	を	を	を
に改め	に改め	に改め	に改め

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

給料表の適当範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

給料表の適当範囲に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(研究職給料表)

第三条 研究職給料表は、次の各号に定める機関に勤務する職員のうち、当該各号に掲げる職員に対して適用

別表第四中	別表第四中	別表第四中	別表第四中
一、〇、八、〇〇〇円 一、〇、八、〇〇〇円 七、〇、四〇〇円 七、〇、四〇〇円	一、〇、六、八〇〇円 一、〇、六、八〇〇円 八、二〇〇〇円 八、二〇〇〇円 七、〇、四〇〇円 七、〇、四〇〇円 六、八三〇円 六、八三〇円	一、〇、八、〇〇〇円 一、〇、八、〇〇〇円 七、〇、四〇〇円 七、〇、四〇〇円	一、〇、六、八〇〇円 一、〇、六、八〇〇円 八、二〇〇〇円 八、二〇〇〇円 七、〇、四〇〇円 七、〇、四〇〇円 六、八三〇円 六、八三〇円
研究職給料表の適用を受ける者は一、〇、八、〇〇〇円	研究職給料表の適用を受ける者は一、〇、六、八〇〇円 一、〇、八、〇〇〇円 同表の適用を受ける者のうち、司書は九、九五〇円、但し、図書館職員養成所卒は一、四一〇円	研究職給料表の適用を受ける者は一、〇、八、〇〇〇円	研究職給料表の適用を受ける者は一、〇、六、八〇〇円 一、〇、八、〇〇〇円 同表の適用を受ける者のうち、司書は九、九五〇円、但し、図書館職員養成所卒は一、四一〇円
を	を	を	を
に改め	に改め	に改め	に改め

七、二〇〇円

に改め、同表注を次のように改める。

注 試験合格者については、当該試験の結果に基づく採用候補者名簿が確定したときをもつて区分欄に掲げる学歴を取得したものとみなして本表を適用するものとする。

別表第五中

別表第六中

別表第七中

する。

- 一 衛生研究所 研究員たる所長及び主任並びに研究員及び研究員補
- 二 農業試験場 研究員たる場長、分場長、科長及び室長並びに特別研究員、研究員及び研究員補
- 三 果樹試験場 研究員たる場長及び主任並びに研究員及び研究員補
- 四 農産加工所 研究員たる所長並びに研究員及び研究員補
- 五 種 畜 場 研究員たる場長、所長及び係長並びに研究員及び研究員補
- 六 蚕業試験場 研究員たる場長及び主任並びに研究員及び研究員補
- 七 工業試験場 研究員たる場長、分場長及び主任並びに研究員及び研究員補
- 八 水産試験場(三朝養魚場及び米子養魚場を除く。) 研究員たる場長、分場長及び主任並びに研究員及び研究員補

- 九 林業試験場 研究員たる場長及び主任並びに研究員及び研究員補
- 十 教育研究所 研究員たる所長及び係長並びに研究員及び研究員補
- 十一 科学博物館 学芸員たる館長、館長補佐及び係長並びに学芸員及び学芸員補

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委

員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 給与条例第七条の二第一項に規定する「管理又は監督の地位にある職員の職」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 高等学校、盲学校、ろう学校、中学校又は小学校の校長
 - 二 高等学校、盲学校、ろう学校、中学校又は小学校の教頭
 - 三 高等学校の定時制課程の主事又は通信教育主事
 - 2 前項第二号に規定する職にある者のうち、中学校に勤務するものにあつては三学級以上、小学校に勤務するものにあつては六学級(分校の学級を含む。)以上で編成されている学校に勤務するものに限るものとする。
- 第三条中「公立学校の校長の職にある者」を「前条に規定する職にある者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年十一月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一 行政職等級区分表中

有畜営農指導所

"

"

を制り、

に改める。

別表第五 研究職等級区分表を次のように改める。

図書館	館長	係長	庶務係長
倉吉分館	館長補佐	係長	
分館長			
"			
"			

を

組織名	職名	等級		職名	等級	職名	等級
		一等級	二等級				
知事部局	所長				三等級		四等級
衛生研究所	所長				職名		職名
農業試験場	場長		分場長		職名		職名
果樹試験場	場長			主	特別研究員		研究員
農産加工所	所長			主	特別研究員		研究員
種畜場	場長			係	係長		
蚕業試験場	場長			主	主任		
工業試験場	場長			主	主任		
水産試験場	場長			主	主任		
林業試験場	場長			主	主任		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会	所長	係長	研究員	研究員補
教育研究所	館長	館長補佐	学芸員	学芸員補
科学博物館	館長	館長補佐	学芸員	学芸員補

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町
[定価 一部月極二〇円(配達料共)] 所 県